

然るに第三期になるに及び一八四八年和蘭憲法が改正され最早や本國君主は殖民地に對して絶對獨裁權を有せざるに至り本國議會が殖民地立法に關與する權能を有する様になり更に一八五四年初めて蘭領印度統治令が公布せられて殖民地統治の大綱が定められたのである。即ち殖民地に對する統治が從來の本國を主とする主義から轉じて土民の聲を聞く様になつた。

第四期が現在の時代で此の時期には一九〇三年地方分權法制定せられ初めて地方行政の一部に自治が行はれ一九一二年には殖民地會計が獨立し、一九一六年に至り蘭印に國民議會の制度が創設せられ更に一九二二年一九二六年本國憲法の一部改正及之に伴つて統治令が改訂せられ東印度は完全なる自治殖民地に向つて進みつつあるのである。

次に現在の統治機構の大略を述べるのであるが最初に東印度の統治の根本法たる和蘭憲法及東印度統治令について述べてみよう。

二、和蘭憲法と殖民地統治令

和蘭憲法
と殖民地
統治令

蘭領印度統治の基本たる法規は和蘭憲法と蘭領印度統治令である。即ち舊和蘭憲法に依れば東印度統治令、貨幣制度、會計に關する事項は總て本國議會の協贊を経るを要することとなつて居る。此憲法の條規に従ひ蘭領印度統治令、東印度貨幣法會計法等が相次で制定せられたので

ある。

和蘭憲法によれば本國議會は必要と認むる事は何事でも殖民地の統治に容喙する權限があるのである。尤も普通議會の協贊を求むべきことは蘭印の法律、關稅、租稅、公債及鑛業に關する事項に限らるゝ慣例であるが豫算の討議は自然國政全般に亘るので右以外の事項にも容喙する場合が生ずるのである。

東印度の法律を制定改廢するには本國議會の協贊を経る事が必要である。勅令は國王により改廢せられ又法律勅令を以て定むることを要せざる事項は總督令を以て定むる事を得ることとなつて居る。

一八五四年
の統治
令

一八五四年に和蘭憲法に基いて東印度統治令が制定された時の根本方針は次の如くであつた。

(1) 蘭領印度の中央行政は總督をして當らしめ總督の職權濫用を防ぐ爲め東印度評議會をして輔佐せしめること。

(2) 第一に平和的手段に依り和蘭の主權を保全し第二に土民の幸福を害せざる限り本國に物質的利益を與ふる様な統治組織を定めること。

(3) 右の方針に關聯して人道に悖らない限り土民の舊慣を尊重し且彼等に對する直接の行政は

690
66

出来るだけ舊土侯をして當らしめること。

統治令は以上の様な方針で出来たが其の後數回改訂増補され(註)最近には一九二五年六月二十三日根本的改正が加へられ一九二六年一月一日から實施せられ更に數回の小修正を経て現行法に及んでゐるのである。尤も和蘭殖民省の解釋に據れば一九五四年の統治令の規定は其後も依然効力ありとせられてゐる。

統治令の改訂

(註) 一八五四年公布された統治令の其後改訂された主な點を擧ぐると次の如くである。

一八九九年、日本人を歐洲人と同様の待遇をなす。(此は一八九七年の日蘭通商條約が蘭領印度にも適用された結果である。)

一九〇三年、地方分権、各種自治團體の制を定む。

一九一五年、集會及結社の權利に關し改正。

一九一六年、國民議會創設の爲め追加す。

一九一七年、兵役の義務に關し改正。

一九一九年、司法制度に關し改正。

一九二六年の改正

蘭領の統治組織は一九二六年に至り根本的に改正せられた。其の改正の要點を擧ぐると次の如くである。

(1) 蘭領印度は從來「殖民地並屬領地」と云ふ名稱中に包含されてゐたのであるが改正して第一條に「和蘭王國は蘭領印度、スリナーメ・キュラソーの領土を包含す」として對等に取扱ふ事とせられた。

(2) 例外を除き原則として内政に關する立法並に行政を蘭領印度の諸機關に委任した(第六十條一及六十一條一)

(3) 統治權と立法權を區別して條を分つた。(六十條及六十一條)

(4) 國王統治權の限界を明にした。(六十條)

(5) 國王の立法權を特定の場合に限つた。(六十一條二)

(6) 本國議會が其權限を行使する場合には原則として先づ國民議會に諮問する事にした。(六一條一)

(7) 國王の不裁可權並に本國立法院の拒否權を廢止した。

即ち之を一言にして云へば立法に關しては國民議會に諮問すべき事項の範圍を擴張すると共に

690
66

行政に關しては總督並に新たに設けらるべき地方行政機關の權限を擴大して一層自治の精神を注入せんとしたのである。東印度は上述の根本法に依つて統治せられて居るのであるが次に東印度の統治の根本方針を述べてみやう。

蘭領統治策の基調

所謂統治の二重組織

三、蘭領統治策の基調
東印度會社は通商貿易の獨占の目的を達成する爲に各地土侯の援助を受くるが便利であつたので前述の如く出來得る限り土侯との衝突を避けて來たが東印度を征服してからも土人の直接行政は土侯に一任して彼等の舊慣故俗を尊重させたのである。次いで會社の解散後英佛領有時代を経て和蘭の國家統治時代となるにつれ漸次内政を統一する爲政府は土侯州との條約を破棄して直轄地に編入する方針を採つたが直轄地の内でも土人に對しては政府が直接行政を施すことなく舊制度によつて土侯の自治を許して政府は監督することに止めたのである。

此政策は一八五四年東印度統治令の第一回制定に當つて最も重視せられた所であるが現行統治令に於ても(イ)大小二百九十七の土侯州又は土人自治州なるもの殘存し(ロ)政府直轄地内に於ても行政上並に司法上人種によつて區別して居る。此所謂二重組織である。

次に蘭領統治上の二の特徴即ち土人自治州と政府との關係及政府直轄地に於ける土人の統治に

就て一言する。

土王自治州と政府の關係

東印度會社時代には會社と土侯との間には夫々條約又は政治的契約があつたが之が今も殘存して居て政府と土人自治州の關係を定めてゐる。此等政治的契約は各自治州に依つて内容が異なるが重要な共通條項としては大體左の五項を含んで居る。

- (イ) 土侯は其地方が蘭領印度の領域に屬することを承認し且和蘭の主權の下に忠順を誓ふこと。
- (ロ) 土侯は其の海岸地方の海賊其他の掠奪を防止するに努めること。
- (ハ) 土侯は奴隸賣買を禁遏すべきこと。
- (ニ) 土侯は總督の承認無く他の土侯と文書の往復を爲し又は勝手に外國人の入國を許さないこと。
- (ホ) 自治州内の土人行政に關しては一般法規又は命令に反しない限り政府は之に干渉しないこと。

然し此等の政府と屬領地の土侯との取極は對等の二國間の約定でないから條約とか政治的契約とか云ふ形式は妥當でないと思へらるるに至つた。又多くの土侯自治州にあつては施政宜きを得ず土侯の壓制、奴隸賣買海賊の被害等が頻發し他方、時代の進展につれて政府は東印度會社の如く

690
66

單に貿易の發達を計るのみや強制栽培時代の如く歲計剩餘金の多きを以て足れりとせず進んで外領に在る土侯州を開發して産棄の發達を促進する事が必要となつたので條約又は各政治的契約は漸次簡易宣誓と稱する形式に變遷して行つた。

此の簡單宣誓の條項は政治的契約に比して簡單で普通左の三ヶ條から成つて居た。

- (イ) 蘭領印度の地域の一部を成し従つて和蘭の主權に従屬し
- (ロ) 土侯は他國と何等政治上の取極又は關係を締結しないことを誓ひ
- (ハ) 土侯は政府が發布する法令に従ひ之を實施する

目下蘭領印度にある大小二百九十七の土侯又は土人自治州中二百七十の地方とは此の簡易宣誓の形式により其他の二十七の地方とは在來の政治的契約に依つて居る。即ち此等の土人自治州では土侯によつて土民を統治させてゐるが次に述べる如く政府直轄地に於ても行政上並に司法上人種に依つて住民を區別して土民の統治を特別に取扱つて居る。但し以上の土人自治州に於ても歐洲人は土侯の統治を受けないで直接東印度政府の統治の下にあるのである。

上記の如く政府の直接統治地と土侯又は土人自治州とは統治方針を異にし土侯自治州内に於ける土人の統治は土侯に委任して居るが同じく政府の直接統治地内でも一般歐洲人に對する行政と

政府直轄地に於ける土人

土人に對する行政は取扱を異にし又司法上土人と其の他の人種とは其の權利義務に差別があるのである。

即ち統治令一〇九條に據れば蘭領の住民を (イ) 歐洲人(日本人を含む) (ロ) 土人 (ハ) 東洋外國人(支那人、印度人、亞刺比亞人を含む) の三に分ち夫々行政並びに法の適用裁判所の管轄等を異にしてゐるのである。

一般に二重組織と云はれる制度である。此の制度は蘭領統治の特徴であつて之を明かにすることは蘭領の行政並に司法制度を理解する基礎として必要なのである。

土侯自治州と政治的契約又は簡易宣誓を結んで和蘭の主權を確認せしむることに對しては從來改正せんと議も出たが未だ改正せられるに至らない。又人種により行政や法の適用を異にするのは現代の思想と相容れず不便が多いので近年統一しようとの機運も動いて居る。

690
66

第四章 現在の政治經濟狀態

さて以上の如き經緯を経て來た蘭印が政治上經濟上現在如何に十字路に立つてゐるかを考察して見よう。

混沌たる
土民の思
想道德

和蘭政府は大戦以來從來の擄取主義を捨て、自由主義を採りつゝある事は前述の通りであるが蘭印の如き國に於て斯くの如き土人の利益尊重の方針を採ることは此地に活躍する大資本家の利益と相反し資本家對政府の對立となることは已むを得ない處である。又今日に於て土人運動は、前述した如く種々の團體に分れ急進的漸進的の差異はあるが、一致して資本家であり異教徒である歐洲人に反抗せんとして居る點では同じである。數世紀を通じて原始的乍ら保つてゐた精神の平衡は、舊思想、舊道德、舊慣習は地が墜ち、年々擴張せらるゝ學校教育が一知半解の西歐の學理を教へ込むにつれて破れてしまひ今日の土民は實に混沌たる姿を呈して居る。即ち一面には猶古來の封建的社會形式が存在し、他面には都市中産階級即ち所謂ブルジョア、とプロレタリアと云ふ如き階級社會意識等現代の社會主義的諸現象が現はれて居る。斯くの如き過渡時代には智的發達

程度の低い人々の中には依るべき精神的、道德的根據を失ひ、確乎たる世界觀を持ち得ざるは勿論眞摯なる向上生活無く利那的享樂生活を追ふに至るは自然の勢ひにして他面民族の自由を達成する好機と見て自治や急進的革命を叫ぶ者をも生じたのも已むを得ざる所である。

最近の政
治上の變
革

一九一八年十一月和蘭政府は蘭領東印度を國家内に於ける對等の一部として自治を認め民主主義を唱ふる土人と雖も地方行政廳並びに政治上責任ある地位に登用し革命的急進主義の陣營に投ずることを防いだ。一九二六年には東印度統治令が改訂され國民議會の組織及び其の立法上の權能は著るしく擴張されて本來の參事會より一種のバラメントとなつた。一九二九年に於ては更に一步を進め國民の議會が從來和蘭人三十名、土人及び支那人三十名（土人二十五名、支那人五名）の議員に依つて組織せられて居たのを一九三一年以後は土人議員をして絶對多數の議席を得せしむることとし更に總督の立法行政其他統治上の最高諮問機關たる東印度評議員（從來五名の評議員より成る）に二名の土人代表評議員を加へ純歐羅巴的色彩に訂正を加へた。

瓜哇は一九二九年以來行政區劃を改めて三州に整理され西瓜哇、中央瓜哇、東瓜哇となり更に是等の州は多數の土人理事州に分たれてゐる。州の長官たる知事は和蘭人が之に當つて居るが知事

並びに其の補佐機關たる州議會には從來中央政府が掌握して居た権限の一部を賦與されて居り、土人理事州の知事には土人理事官が當る事となつた。土人はまた總ての政治團體に關與し投票するの權を與へらるるに至り土人の自治要求に對する監督も著るしく緩和されて來た。斯る發達は往々にして幾多の流血の事件に遭遇するものであるが、一九二六年、一九二七年の共產暴動以來至土人間の不穩は未だ收まらず一九二九年八月一日には蘭領東印度に於ける共產主義活動の爲モスコより指令が發せられたとさへ傳へられた。尤も政府が事前に干渉した爲事無くして經過したが一九二九年にはクリスマスを期し過激急進分子に對し不意打的に彈壓が加へられ蘭領東印度全體に互つて家宅搜索が遂行され多數の參考書類が押收せられた事件が起つた。

一九三一年ヨング男は蘭印總督に就任するや當時の國民運動の趨勢と滿洲事變の推移に鑑み前總督グラフよりも更に嚴重な彈壓的政策を以て臨みつつあり、蘭印は今や政治上の危機に遭遇して居ると一般に觀測せられて居る。

經濟上の
危機
赤字財政

次に經濟上蘭領印度が如何なる地位にあるかを述べて見ると剩餘政策を採つてゐた時代は勿論歐
洲戰爭前迄は財政上の赤字は無かつたのであるが其の後世界を襲つた經濟不況の影響を受けて、

天然資源の極めて豊富な蘭印の財政も次第に不如意となり、一九二七年を最後として、黒字の跡を斷ち爾來赤字財政に悩んで居るのである。最近八年間の歳出入の統計表を見ると一九二七年度には千二百萬盾の剩餘を見たのが、其の後、年々數千萬盾の歳入不足を示し、殊に一九三〇年度及び三二年度の如きは其の不足額は一億三千萬盾に達して居る有様である。此の歳入の中直接税が約一億盾間接税が一億盾官業収入が二千六百萬盾、雜収入が一千七百萬盾の割である。此れに對して歳出は國債利子が六千八百萬盾、官吏の年金が七千萬盾教育費軍事費警察費が約一億盾である。(東印度歳出の四割弱といふ巨額が停年官吏の恩給及國債利子なることは注目を要する。)然も此の赤字を埋合せる爲めの公債は領内の土民には經濟上の力が無く募る事が出來ず本國にても募集する事を得ない。和蘭人は蘭印統治を一營利事業と見て居るので缺損の穴埋めをする金を出せないと云ふので長期の蘭印公債を危險視して居る爲で最近の蘭印赤字公債は倫敦紐育で募債して居る状態である。

然らば財政の赤字を埋合せるに租税を増加する事を得るやを考へて觀るに蘭印に於ける租税収入の大宗は輸入關稅である。政府は収入を目的とするので高級品よりも土民の必需品に重税を課して居る。蘭印は工業國でないので生活必需品の輸入關稅を引上ぐる事により直接打撃を受くるも

の無く又直接税ならざる故無教育な土民の反對を買ふ虞も少い爲である。消費税の如きも酒煙草よりも石油燐寸等の土民の生活必需品に重税を課して居る。其の他土民に課する直接税中「生活税」と云ふものがあつて家屋、家具、自轉車に課せられ非常に土民を苦しめて居り護謨、コブラ、澱粉其の他主な土人産業の生産品には輸出税が課せられて居る。斯の如く消費税、輸入税、輸出税、直接税の形式に依る二重三重の課税の爲め土人は益々疲弊し最早増税の餘地は無いと云はれる。蘭印政府も二三年來官吏減俸、消費税増徴、關稅引上等有ゆる手段によつて財政樹て直しに努めて居るが赤字は益々殖える一方である。

外國貿易の衰退

次に外國貿易に就いて考ふるに蘭領印度の外國貿易は近年著しく發展し、輸出に於ても輸入に於ても其の世界市場に置ける位地を高め、世界經濟恐慌の前年たる一九二九年には輸出十五億盾輸入十一億盾に上つたが、世界經濟恐慌の激化と共に輸出入額は激減し、今日に於ては兩者共に三分の一近くに減少し、貿易の特長たる年々六、七億盾に達する輸出超過額も僅かに一億數千萬盾に過ぎない状態となつた。

蘭印の主要輸出品は主として原料品で二、三のものを除き農産物である。即ち、砂糖、護謨、石油、コブラ、茶、煙草、錫及び錫鑛、珈琲であり之に次いで胡椒、蕃椒、タピオカ、カポック、サ

産業の沈滞

イザル麻、椰子油、皮革、玉蜀黍、木材等であるが外國貿易の減退に伴ひ此等産業も漸次衰微の傾向を示しつつあることは勿論である。

砂糖業も二百五十萬噸の滞貨があり其の産糖能力は三百萬噸であるにも不拘、一九三四年度は僅に六十萬噸しか輸出出来ぬ（國際協定により）状態で倒産者續出する有様である。又廣大なる護謨樹園も今や野獸の叢林に逆戻りしつつありと云はれる程である。スマトラ、ボルネオ、セレベス及びニウギニアに於ける錫、チーク材、檀材、香料、密蠟、籐、タピオカ、藍、珈琲、砂糖、樟腦、コブラ、キニーネ、染料工業は何れも衰退の徴候を示しつつある。勿論和蘭政府は凡ゆる手段を講じて東印度に於ける不景氣の影響を緩和しやうとした。斯くて茶及び砂糖生産國との間に、生産制限の協定を結び更に英國と護謨の輸出制限の協定を結び更に國內消費の爲めに從來輸入されて居る米の代りに内地米の増産を奨励して居る。然し乍ら今迄の處此等の處置は決して満足すべき結果を齎らして居ない模様である。

和蘭人の困窮

瓜哇の都スラバヤに於ては和蘭人、獨逸人、瑞西人、佛蘭西人、英國人の實業街は總て閉鎖され波止場は閑散を極むるに至つた。歐洲人の豪商は其の別荘を賣拂ひ傭人達の給料を著しく削減し、中には全然支拂不能に陥つた者も少くないと言はれる。

外國人中に於て最も多數を占むる華僑も同様に退去を餘儀なくせられて居る實情である。(註)

(註) 華僑は一六〇二年和蘭人が此の島を占領せる以前より移住をし、漸次經濟的勢力を扶植し葡萄牙人、英國人、和蘭人の抗爭に拘はらず蘭印に於ける其の經濟的實權は確固たるものとなつた。彼等は西部ボルネオの金及び金鋼石鑛山やバンガ及びピリトン錫鑛山やスマトラの煙草工場に於ても亦不動産投資や各地の小工場に於ても事實上の實權者であつた。元來此等華僑は土人の爲めに染物を歐洲人の爲めには靴を造ると云う如く努力して零細な貯蓄を積んで其の富を積んだのであつた。然るに最近白人の經濟的崩壊に捲込まれ廣東行の便船毎に數千の華僑が雪隠れ込む有様である。

斯の如き一般の不況が土人の生活状態を悪化せしめたことは勿論である。土人の經濟上の窮乏に就いて東部瓜哇州各地の土人理事官會議が開かれた事があつたが其の時の報告中に「大多數の土人は農業に依り生活を營んで居るが、此等土人中には自作農もあるが多くの歐洲人經營の農園に労働者として働いて居るものである。又自作農と雖も米作其の他の繁忙期を除いてはやはり歐洲

人經營の農場に労働者として働いて居る。然るに最近の世界的不況の結果農産物の價格低落し歐洲人の農業も縮少又は中止せられたので土人の収入は激減するに至つた」と述べられて居る。瓜哇に於ける土人の労働収入が砂糖企業の不振のみで一千萬盾、珈琲、茶の不況で一千萬盾減少した。此の収入減の事實は官營質屋の利用状況を見ると最も明瞭である。即ち最近一九二六年以降土人が質屋を利用する高は増加し一九二九年には最高額に達し一九三〇年以後は入質すべき物品減少し従て質入高も漸減の傾向を示して居る。更に又スマトラ州は瓜哇人の契約苦力の多い所であるが一九二九年には歸國する者の方が出國する者より多い有様である。政府は土人の窮乏を救ふ爲め人口稠密な瓜哇の農民を外領の適當な地方に移住せしめんと試みたが多額の金を使つた割に移住者は少く効果が上らなかつた。

又地方的の救濟委員會は中央委員會の指導の下に相當活動を續けて居り、企業家からの寄付になる一般失業者基金及其他の資金が存在し、又救世軍アムステルダム青年救濟所、中央加特力協會東印度個人労働周旋所等が夫々救濟事業を開始して居るが未だ此の窮境を救ふには至つて居ない。唯從來土民が低い生活に甘んじつつ其の生存力の強さを示してゐる點は注意に價する。

歐洲人をして東印度諸島から退去せしむるに到つた經濟的變動に伴つて日本人が白人の退却に代

690
66

日本商品
進出の變

つて進出せんとするの兆候の極めて濃厚であることも亦見逃し難い事實である。金輸出禁止以來の爲替安に乗つて、日本商品が急激な勢を以て蘭印諸島に流れ込み各地殊に瓜哇等に於ては山奥でも日本の店があり都會では次第に白人、華僑の店を壓迫しつつある。(註)

一、賭博(註) 日本品が始めて南洋に知られたのは明治初年船員が新嘉坡に流れ困窮の結果イギリスの賭博(註) ンチキ賭博文廻しを考へ出しに始まると云はれる。此れは種々の賞品が並べられてある圓盤の上を一本の針が靜かに廻つて、止つた所に賭けた者が其の賞品を貰ふ仕組の博奕であつた。馬來人の博奕好きに投じたものが間もなく全蘭印に擴がつたのであるが此の賞品に日本の瀬戸物とか、玩具とかが並べられて居たそうである。

大戦中南洋に勢力を伸して居る英國と和蘭及び當時世界的に賣出して居た獨逸等の諸國は東洋の方などには拘はつて居られなくなつた結果歐洲の品物は少くなり、日本の品が此の方面で歓迎されたのであるが内地の製造業者が粗製濫造した爲に一時著しく名聲を墜すに至つた。

爾後二十年間在留邦人は非常に苦心し支那人の日貨排斥に幾度も虐められたが滿洲事變を契機として更に日本の經濟的飛躍が始つたのである。現在邦人の一箇年の許

可入國者數は八百名であるが其の數だけの入國をしてゐないので今少し蘭印に渡航せしむる餘地がある。又此の八百名も他の歐米人が規定數に達しない時には更に増加することを得ることになつて居る。(大亞細亞主義掲載論文より)

蘭領印度
の國民運
動家の日
近本への接

蘭領東印度の國民運動が滿洲事變を契機として日本に接近せんとする傾向を示して居る事是否定出來ない。土人國民主義者たるモハマット、ハッタが昭和八年四月本邦に到來した時なども和蘭の新聞は何等か意味あるものの如く宣傳した。殊に四月十五日大阪朝日及毎日が同氏を歓迎して「滿洲事變以來インドネシヤで日本を慕ふ聲は非常に高まり和蘭軍艦セーヴン、プロヴァインシヤン號(註)の反逆暴動で世界に名を轟かせた土人軍隊の中には我が總領事館へ日本の軍人になり度いと申込む者さへ現はれる程でハッタは商業視察を名とし亞細亞の盟主日本の地を踏まうとするのである。同氏は同じ獨立派のスカルノ氏と比肩する有力者であるがスカルノ氏の直接行動派に比べて文治派とも稱せらるべき立場を採りインドネシヤの經濟を土人の力で興し日本を學ぶべきことをスローガンとしてゐる」云々の記事を掲げた事は東印度の蘭領官憲に頗る不快な印象を與へたらしかつた。ハッタは日本では蘭領印度の獨立運動の歴史を述べ日本の後援無しには和蘭の壓制から脱する事が出來ないが故に日本の援助を衷心から希望すると云ふ趣旨の演説を爲したの

690
66

みで別に何等の行動にも出でなかつたにも拘はらず歸國するや瓜哇革命を企てるものとして一九三四年二月逮捕せられ六ヶ月の刑に處せられたのである。

(註) 蘭國軍艦セーヴン、プロヴィンシヤン號が昭和八年二月十六日アチエ州オレン港に寄港した際艦長の上陸不在中乗組員が任意出港した事件があつた。此れは蘭國に於ても東印度に於ても大騒動を起したが真相は乗組員には何等共產思想なく減俸に反抗して土人海兵が多數逮捕せられたのを動機として起つたものである。そうである。然し當時の土人新聞にはセーヴン號は政府が其の要求を容れない場合は日本海軍に投ずるといふ記事が掲げられた。又セーヴン號が逃走中「日本萬歳」を叫んだとも傳へられて居る。

以上の如く蘭領印度の統治は經濟上政治上窮境に陥つて居るが和蘭人は蘭印を拋棄する意思ありやとの質問に對しては次の如く答ふるを常とする。「土人は直接自己の生活に必要なもの以外の事を考慮せず大多數は依然として土地を耕して自己及家族の食糧を得ることのみに努力し自己の村のみが一切の世界で他の世界を考ふるの餘裕を持つて居ない。瓜哇の土人の農業(主として米)には適度の水を要するので灌漑と云ふことは最も重大なる問題であるが、若し之を土人の自

和蘭は蘭領印度を統治するや

由處分に委すと村と村との間に水引きの争が絶えないから、政府は各村に公平に水を分配することを考慮せねばならぬ有様である。假に和蘭の統治権が無かつたならば此點だけでも蘭領印度の内亂が絶間無い事となつて結局或る強國の干渉を招き其の権力下に再び統治せらるるの他無いのである。又土人の知識は不充分であり經濟的觀念缺乏し將來を慮るの用意の無い事は雇主が割増賃銀を與へて長時間の勞働をなさしめようとしても土人は其の日の衣食に充分と思ふ時は雇主の都合の如きは少しも介意せず急いで歸宅する有様である。まして資本を蓄へ工場を起すなど云ふ事は全く無い。近頃に至り幾分經濟觀念發達し土人中漸く直接自己の食糧に必要なものを耕作するものも出來たが工業の如きは今後尙十年二十年を経なければ土人に望むことは出來ない。土人中にも相當の才幹ある者が全然ない譯ではない。聯盟に出張中の人物の如きは豪族出の才物であり又共產主義者のモハマット・ハッタの如きは平民出の才物であり其の他尙相當有能な青年があるけれ共此等の者が歸國後囑望されて居た程活躍しないのは歸國して見れば一般周圍の知識が極めて低く自分も留學の爲故國の實情に疎くなつて居り深遠なる學問が何等實際的の役に立たなくなる爲めである。蘭領印度に於ける共產運動が王族貴族の間には擴まつて居らないのは同運動が結局に於て彼等の利害と一致しないものであるからであるが然らば一般土人の間にはどれ

位浸み込んで居るかと思はれる。宣傳の方法としては極めて幼稚な言葉が用ひらるる。例へば「お前等は何の爲に租税を拂ふのか、租税を支拂はずにお前等の用に充つるが好い」とか「お前等はあの巡查や村長さへ殺せば直ちに金持になれる」と云ふが如きもので一般士人に少しでも推理を要するやうな宣傳は效能がないのである。共産運動を起し獨立を計畫して居る輩の胸の中には獨立後立派に土人の統治をやつて行くことの自信があるかどうかと云ふに、實際は何れの國にも存する政府攻撃辯士と同じく壇上で目覺しいことを口にしながら必ずしも實行の自信は有して居ないらしい。要するに土人が自身統治するなどといふ事は到底今の状態では考へられない。現に各州には最近參議會が設けられ議員には土人が多數存在し彼等土人議員中には極めて最新の學問をなして居る者あり租税の如きも財政の學理に従て之を賦課せんと試みて居るが土人の今の状態では到底其の實行は不可能とされて居る」と。(註)

(註) 瓜哇人の教育程度が低いのは一つには和蘭人が彼等に教育を與へまいとするからである。現在大きな町に極く少數の型ばかりの土人の學校がある丈けである。それも國際聯盟から學務視察團が來ると云はれた時に東印度政府が慌てて設立したもので決して子弟に眞の教育を與へやうといふのではなくお座なりに過ぎない。従て

教育程度は低く數の觀念の一例を挙げると、五十錢玉で十五錢の買物をする初めの十錢は手の指を折り、次の十錢は足の指で數へ、その先は手近にある小石か、木の葉を竝べて、釣錢を數へると云つた調子である。或る和蘭の役人に「數位は教育した方が却つて便利ではないか」と尋ねたら「いや、和蘭本國に迄送つて勉強させた者の過半数は反和蘭思想を抱いて歸國し中には露西亞に迄飛んで行くものもある。教育は毒だ!」と言ふ返事だつたとのことである。

(大亞細亞主義掲載論文より)

Bell, Joseph of the Dutch Foreign Colonial Administration in the Far East.

松岡静雄譯 「瓜哇史」

松井貞吉著 「經濟上より觀たる蘭領印度」

以上の二著による處が非常に多かつた。(内田嘉吉著南洋)

保坂彦太郎著 「南洋通覽」

澁田紅塔著 「南洋眞事情」

勝間順藏著 「南洋の文化と富源の實際」

日本國際問題調査部 「日本國際年鑑」

杉田祥夫著 「大南洋へ」

山田毅一著 「南洋大觀」

野波静雄著 「東南亞細亞」

臺灣總督府編 「南洋年鑑」

外務省通商局編 「蘭領東印度事情」

拓務省編 「蘭領印度統治機構」

木崎克氏講演速記 「蘭領東印度獨立の機運」

今村忠助著 「蘭印最近の政情及民族運動の狀勢」

竹井十郎著 「我南洋貿易を阻害する華僑の眞相」

立野斗南雄著 「日蘭會商を前にして」

海外事情研究(彦根高商發行) 第三輯

南支那及南洋情報 昭和八年九月一日—十一月一日

昭和九年四月一日—五月一五日

昭和十年三月一五日、四月一日

昭和九年三月、四月

大 南 洋 昭和九年一月、二月、三月、四月、五月、七月、八月

大亞細亞主義 昭和十年三月

東 亞 昭和十年五月、八月

南方産業 昭和十年四月、五月

690
66

690
66

